

ロシアによるウクライナへの軍事侵略を断固非難し、事態の平和的解決を求める決議

ロシア政府はプーチン大統領の指揮の下、2022年2月24日にウクライナへ軍事侵攻を開始した。首都キエフをはじめ、ウクライナの各都市に戦火は広がり、既に民間人を含めて多くの犠牲者が出ている。ウクライナの主権と人民の生命、その国土をじゅうりんする許し難い侵略行為であることは明白である。

軍事力を用いた今回のロシアの暴挙は、国際法上決して許されるものではなく、国際秩序の一方的な現状変更は断じて容認してはならない。

国連憲章第2条4項には「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」とうたわれている。ロシアはこの国連の安全保障理事会の常任理事国である立場を、自らがしるにしていると云わざるを得ない。

ウクライナ侵攻は、日本の基礎自治体である東大和市においても、遠い国の出来事ではない。東大和市は平和都市宣言において、「世界で唯一の核被爆国の国民として、また、国際社会の平和と協調を理念とする憲法をもつ国の国民として、人類の安全と幸福のために、地域紛争を含むすべての戦争の防止と、あらゆる核兵器の廃絶を心から願うものである。」と宣言をしており、ウクライナ侵攻を他人事として静観するのではなく、平和を求める努力を行い、ウクライナ国民と連帯することを東大和市議会として表明をする。

この侵攻は、国際秩序を乱し、自由と民主主義の根幹を揺るがすものである。

当市議会は、プーチン大統領並びにロシア政府のウクライナ侵攻を断じて許すことはできない。軍の即時撤収と原状回復、国際法の遵守、事態の平和的解決を強く求めるものである。
以上、決議する。

(議決日) 令和4年3月2日

(送付日) 令和4年3月3日

(送付先) 駐日ロシア連邦大使